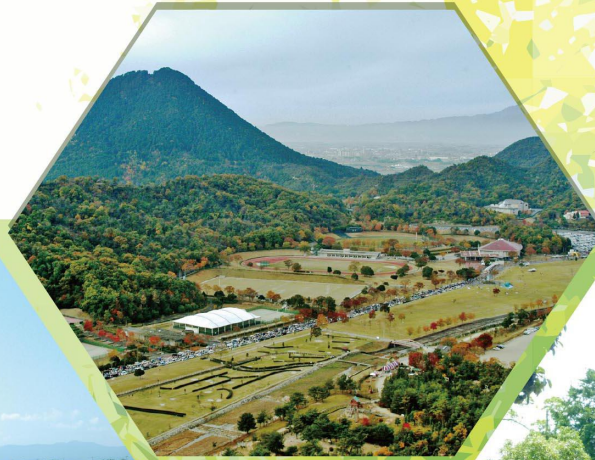


概要版



野洲市  
みどりの  
基本計画



令和3年7月

野洲市

# みどりの基本計画について

## みどりの基本計画の概要と改定の背景

みどりの基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、みどりの保全や都市公園等の整備、都市緑化といった、みどり全般に関する基本的な方針が定められています。

本市では、旧町時代にみどりの基本計画を策定しましたが、それから約20年が経過する中で、みどりを取り巻く環境が大きく変化したことや、上位計画や関連法令の改正も行われていることから改定を行うことになりました。

## 計画期間と計画対象区域、対象とするみどり

計画期間は令和3年から令和12年までとし、計画対象区域は本市全域とします。

また、本計画で対象とするみどりは、「樹木、草花等の植物並びに樹林地（樹木がまわって生育している一段の土地をいう。）、草地、水辺地、田畑等の土地及び空間が、単独又は一体となって良好な自然的環境及び自然的景観を形成しているオープンスペース並びに公園、広場、街路樹、民有地の庭、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。）等（野洲すみどりの基本条例第2条）」とします。

## 改定にあたっての基本的考え方

以下の基本的な考え方に基づいて改定を行いました。

### 野洲すみどりの基本計画

#### ① 持続可能なまちづくりへの対応

「現実的かつ、わかりやすい目標の設定」や、「今あるみどりの活用に視点を置いた施策の検討」、「多様な主体の連携と官民協働につながる計画」等の視点を重視した改定を行いました。

#### ② 公園の活用や管理運営のあり方

身近な公園不足や小規模公園（地域ふれあい公園）の扱い等、本市が抱える公園に関する課題に対応し、公園の整備、再編、再生・活用の視点を重視した改定を行いました。

#### ③ 関連施策や市民等との連携

関係施策との連携を図り、整合性や相乗効果を考慮しつつ、また、市民、事業者、行政が協働でまちづくりに取り組んでいくために、みどりに関する様々な分野の取組や課題、市民や専門家などの意見を反映させながら改定を行いました。

# みどりの現況と課題

## ■ みどりの保全に関する現況と課題

本市には豊かな山林や水辺、田園環境が豊富にあります。今後もこの自然環境を保全・再生・活用していくことが必要です。また、里山や鎮守の森、古墳周辺の緑地なども、本市を代表する緑として維持・改善し、その価値を活かすことが必要です。

## ■ 公園の整備に関する現況と課題

本市の一人当たりの都市公園面積は約 8 m<sup>2</sup>/人で、目標とする 10 m<sup>2</sup>/人を満たしていません。また、都市公園の供用率も低い状況です。今後は、人口動向や地域ニーズをふまえた公園緑地の適正配置が必要です。

また、安全・安心で魅力ある市街地の形成のために、グリーンインフラである都市公園は重要な存在であるため、防災や市民の健康増進、子育て支援、コミュニティ活動の拠点となるような公園の整備が必要です。

## ■ 公園のマネジメントや魅力向上に関する現況と課題

本市には、170 箇所の都市公園等が設置されていますが、これらの中には供用から年月を経たものも少なくありません。

また、本市を代表する公園として野洲川河川公園がありますが、河川敷を利用した公園であるため、施設整備の自由度に制限があります。

今後は、こうした既存公園に対するライフサイクルコストを意識した適切なマネジメントや魅力の向上、利用の促進に取り組むことが必要です。

## ■ 都市の緑化に関する現況と課題

公共施設については、民有地緑化のモデルとなるような緑化が必要です。また、市街地内の土地の多くを占める民有地の緑化については、緑化の取組を確実なものとする方策を推進することが必要です。

## ■ 協働のまちづくりに関する現況と課題

本市では、みどりのまちづくりに関して、市民や事業者の方々による様々な取組が始まっています。

今後、みどり豊かなまちづくりを進めていくためには、緑の担い手を育成するとともに、みどりに関する各種情報の発信や収集に努め、市民等の主体的な活動を支援する協働のまちづくりを推進することが必要です。



三上山



敷地が緑化された事業所



森の生き物観察会

# みどりの基本方針

## みどりの将来像と基本方針

「第2次野洲市総合計画」「野洲市都市計画マスタープラン」をふまえて、みどりの将来像と基本方針を以下のとおりとします。

### 【みどりの将来像】

**豊かなみどりが活力と交流を生むまち**

### 【基本方針】

保全

かけがえのないみどりを守ります

創出

活力と交流を生むみどりを増やします

育成

身近なまちのみどりを育みます

連携

市民とともにみどりの輪をひろげます

## みどりの目標

みどりの基本方針をふまえた、みどりの量や質を表す目標指標を以下のように設定します。

### ■みどりの目標指標

目標指標	現在	目標
①市全体に対するみどりの割合	約 70%	10年後 約70%
②市民一人当たりの都市公園面積	約 8 m <sup>2</sup> /人	10年後 約10m <sup>2</sup> /人
③市民一人当たりの都市公園等面積	約 12 m <sup>2</sup> /人	長期的 約20m <sup>2</sup> /人
④公園を利用する人の割合	約 33%	10年後 約40%
⑤地域のみどりを守り育む活動をしている人の割合	約 12%	10年後 約15%

# みどりの取組

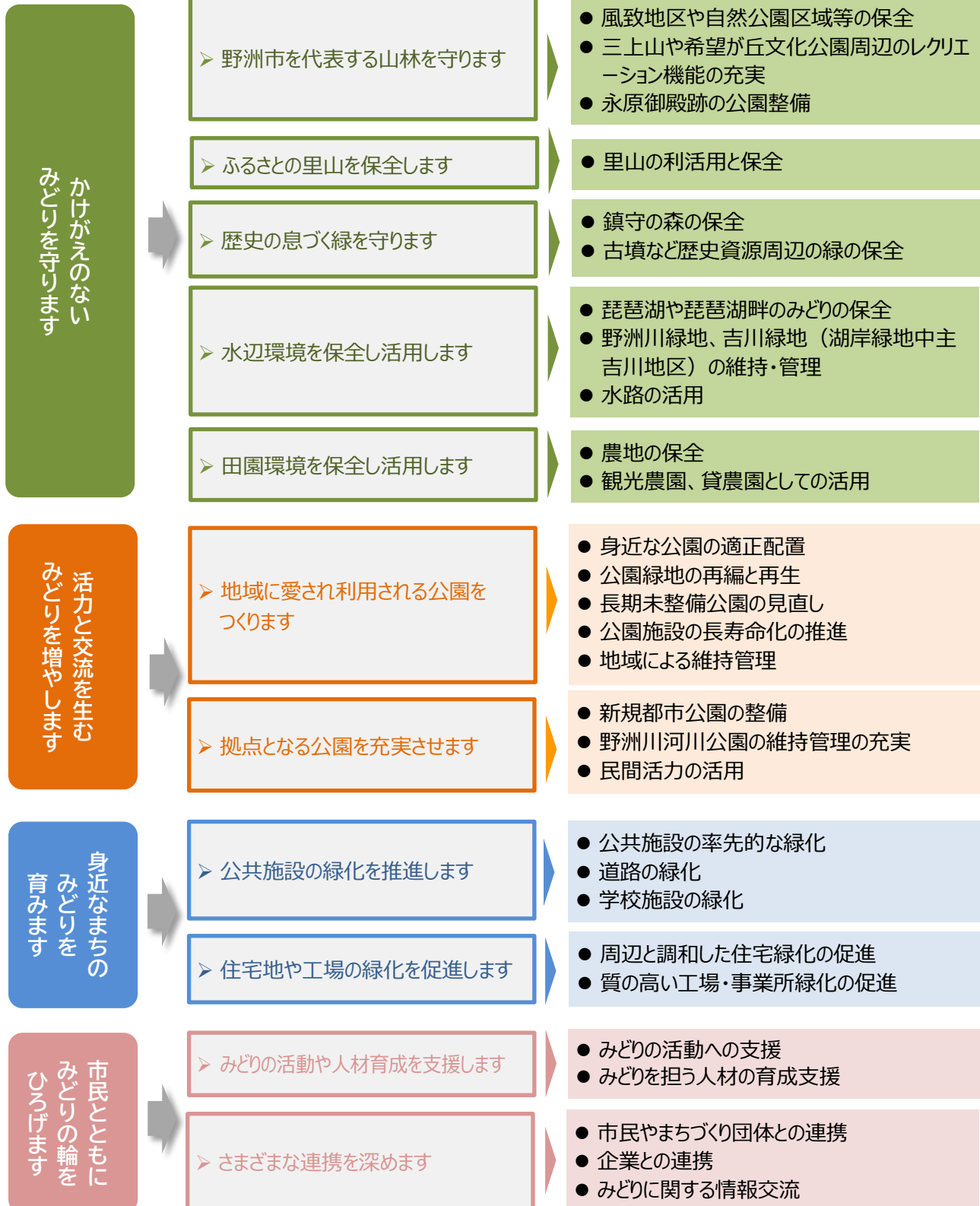
## 施策の体系とみどりの施策

みどりに関する今後の施策の展開は以下のとおりです。

### 【基本方針】

### 【基本的施策】

### 【施策の展開】



## 地域別のみどりの施策

市内 7 地域ごとのみどりの取組は以下のとおりです。

### 【地域】

### 【主な取組】

#### 野洲地域

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 野洲川河川公園の維持管理の充実
- 風致地区内の建築・開発行為に対する適切な指導・誘導

#### 北野地域

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- JR 野洲駅北口周辺や大規模工業地における都市緑化指導
- 野洲川における、野生動植物の生息・生育環境の確保・保全への配慮

#### 三上地域

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 三上山、希望が丘文化公園等の丘陵地における自然環境の保全
- 野洲川での野生動植物の生息・生育環境の確保・保全への配慮
- 野洲川河川公園や下の川原緑地、下の新田緑地の適切な維持管理
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化促進
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備

#### 祇王地域

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 希望が丘文化公園における、自然とふれあえる環境や施設等を活用したスポーツ・レクリエーション活動等の推進・促進
- 家棟川、童子川等での、野生動植物の生息・生育環境に配慮した護岸整備や水辺空間の保全・創造
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化促進
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備

#### 篠原地域

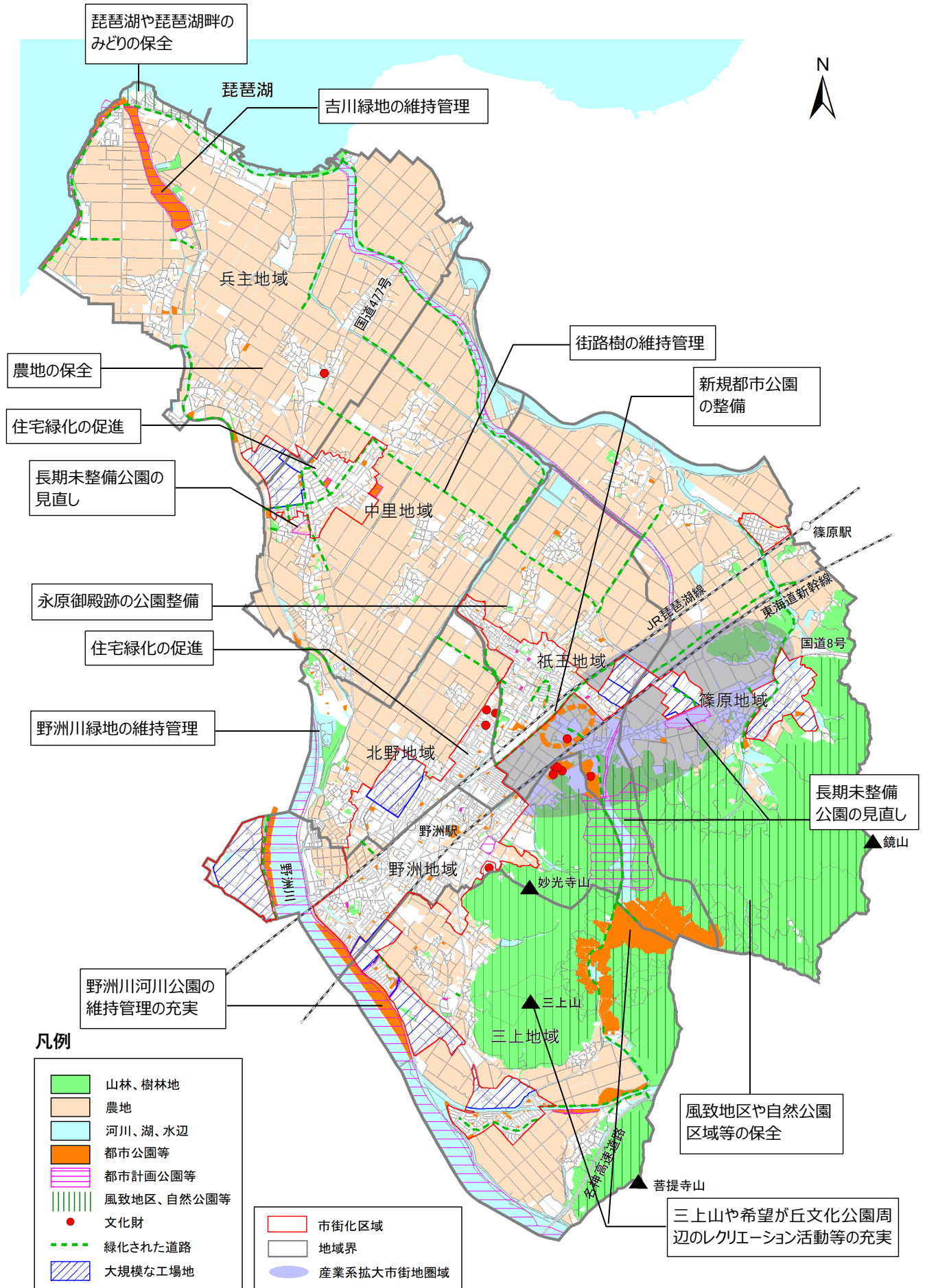
- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化促進
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備

#### 中里地域

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 生態系や親水性に配慮した水辺空間の保全・充実、河川改修

#### 兵主地域

- 集落地やその周辺における、公園等の整備と充実、適切な配置と再編
- 琵琶湖一帯における、貴重な自然環境の保全と、自然資源を活かした観光レクリエーション機能の充実
- 家棟川河口部におけるビオトープの保全など、動植物の生息・生育環境の確保への配慮、自然にふれ、親しむことのできる水辺空間の整備・保全
- 兵主神社の社寺林の保全と適切な維持管理



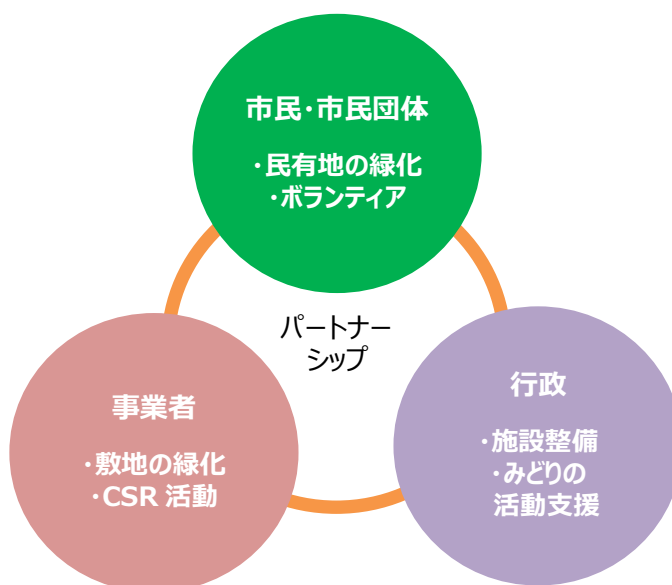
■みどりの取組方針図

# 計画の推進に向けて

## 計画の推進体制

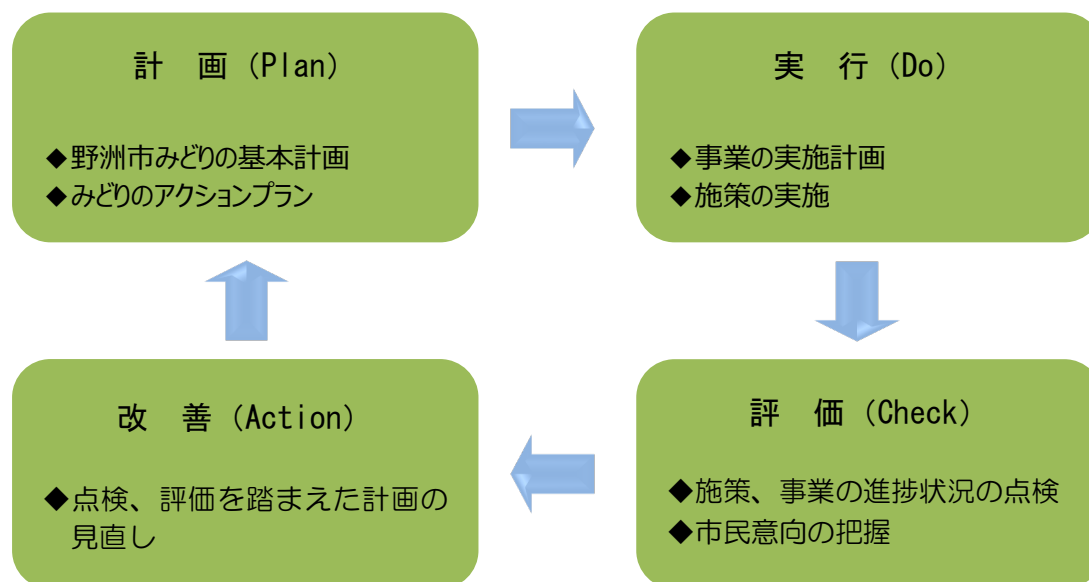
みどりに関わる各部署が連携して施策の継続・拡充、新たな施策に取り組むとともに、定期的な情報交換を行います。

「野洲しみどりの基本計画検討委員会」を推進母体として、市民や市民団体、事業者等の自主的な活動への支援を積極的に行っていくことで、みどりのまちづくりに関わる各主体がパートナーシップを築きやすい環境づくりに取り組みます。



## 計画の進行管理

本計画は、今後概ね 10 年間を計画期間とし、PDCA（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action））のサイクルで進行管理を行いつつ、法改正や社会情勢の変化などに対応して必要に応じて見直しを行います。



## 野洲しみどりの基本計画（概要版）

令和 3 年 7 月発行

野洲市 都市建設部 都市計画課

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1

TEL:077-587-6324

FAX:077-586-2176